

平成 23 年 1 月 19 日

生徒及び保護者の皆様

金沢大学附属高等学校

校長 加納 幹雄

流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)に対する対応について

ニュースなどでも報道されているように、石川県内で流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)が流行しています。流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)とは、多種多様な原因による急性の胃腸炎のことです。その原因となる病原体は、細菌・ウイルス・寄生虫など多数あり、その中でもノロウイルス感染症は非常に感染力が強く、様々な消毒剤に対して抵抗性を持つ(アルコール系消毒剤は効果がない。)とされています。

主な症状は、吐き気、嘔吐、下痢、腹痛です。突然、吐き気や嘔吐を発症し、続いて下痢・腹痛が起こってくるのが特徴です。発熱を伴うこともあります。症状の持続は3日程度で、感染しても軽い風邪のような症状だけの場合や、自覚症状のない場合もありますが、人によっては死にいたることもあります。

流行性嘔吐下痢症は「学校で予防すべき感染症(第三種)」に指定されています。そのため、学校保健安全法施行規則第19条の規定により、生徒が学校感染症に罹った場合は、本人の療養と他者への蔓延・流行を防ぐため、医師の許可が出るまで措置をとることが必要とされています。(欠席にはなりません。)

こうした状況の下、本校では次のような対応をとります。

- (1) 吐き気、嘔吐、下痢、腹痛、発熱などの症状がある生徒は登校を自粛し、病院で受診するようお願いします。
- (2) 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)に罹患した生徒は伝染のおそれがないと医師が認めるまで出席停止とします。回復後の登校については医師の指示に従ってください。(保健室、もしくは学校ホームページに学校感染症罹患証明書様式があります。病院で必ず記入していただき、登校開始日に担任まで提出してください。)

〈家庭での注意点について〉

手洗い、手指消毒

感染しないため、感染させないためには手洗いが何より重要です。
帰宅後・食事の前・トイレの後など、こまめに石鹸を使って手洗いをしましょう。
加えてアルコールなどで手指を消毒するとより良いでしょう。

便や嘔吐物の処理

便や吐物の処理をする際は使い捨ての手袋とマスクを着用します。ウイルスが飛びちらないようにペーパータオルなどで静かにふき取り、漏れないようにビニール袋などでしっかり封をして破棄します。

便や吐物が付着した床などは 0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液(水 500ml にペットボトルのキャップ 2 杯分の塩素系漂白剤) で 2～3 回ふき取ります。手袋を着用していても、処理後の手洗いは十分に行いましょう。

便座やドアノブなど環境の消毒

できるだけ頻繁に 0.02%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液(水 500ml にペットボトルのキャップ 1 / 2 杯分の塩素系漂白剤) で拭き、消毒します。

塩素は金属腐食性がありますので、拭き取った場所が金属の場合は 10 分程度時間を置いてから、水拭きしてください。

注) 塩素系漂白剤(ハイターなど)には、ノロウイルスの消毒に効果的な次亜塩素酸ナトリウムが含まれています。

- * 今後は流行性嘔吐下痢症とともに、インフルエンザや風邪も流行してくる時期です。
こまめに手洗いやうがいを実施し、予防に努めてください。